子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務 教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられます。 少人数学級の必要性は、中学校においても変わりないことから、小学校に留まることなく実 施をすすめていくことが必要です。さらにきめ細やかな指導を行うために、今後は30人学 級の実現が不可欠です。

昨年から続く感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしています。加えて、新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、現場教職員からは子どもたちの異変に対する心配の声が聞かれます。しかし、教職員の多忙化は深刻であり、子どもたちに向き合う時間の確保にもつながるスクールサポートスタッフやICT支援員、子どもたちに様々な視点からかかわるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校を支えるスタッフの配置は不十分な状況です。

これら子どもの心のケアや新たな教育課題への対応等のためには、必要な人員の加配や少数職種を増員するなど教職員定数改善が不可欠です。また、その実現にあたっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望いたします。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 スクールサポートスタッフやGIGAスクールサポーター、ICT支援員等の配置の 拡充のための必要な財源の保障を行うこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合 を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月29日